

ID: 861

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第11条第1項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条第1項の規定による。 (老人ホームへの入所等)</p> <p>第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日